

令和 5 年 6 月 23 日 (金)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

賃金補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

## 大分地方最低賃金審議会（改正諮問）を開催します

○大分労働局長（佐藤広道<sup>さとうひろみち</sup>）は、令和 5 年 7 月 4 日（火）開催の大分地方最低賃金審議会において、大分県最低賃金（現行 時間額 854 円：令和 4 年 10 月 5 日から）の改正について調査審議の諮問を行います。

○調査審議は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額を目安を参考に、経済情勢、賃金、雇用状況等、地域の実情に応じた最低賃金額の改正のために、公益、労働者及び使用者委員からなる大分地方最低賃金審議会において行われます。

○会議は原則公開により、別添①のとおり行われます。傍聴をご希望される方は、申込要領によりあらかじめお申し込みください。

○報道関係者につきましては、大変お手数ですが、令和 5 年 6 月 29 日（木）までに上記担当者あてに取材希望の旨お申し出くださいますようお願いいたします。

### 【添付資料】

- ① 大分県最低賃金審議会の開催について
- ② 参考事項

令和5年6月23日

## 大分地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の5. 申込要領によりお申込みください。

### 記

1. 日 時 令和5年7月4日(火) 午後2時00分から

2. 場 所 大分第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)

3. 議 題

(1) 令和5年度大分県最低賃金の改正諮問等について

(2) その他

4. 傍 聴 者 若干名

5. 申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を明記し、審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、及び所属を御記入の上、メールまたは、郵送(記載例参照)にて以下の宛先までお申込みください。

申込締切日は令和5年6月29日(木)午後5時(必着)です。

メールの場合 : chinginshitsu-ooitakyoku@mhlw.go.jp

郵 送の場合 : 大分労働局労働基準部賃金室あて

〒870-0037

大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。

(3) なお、事前にお申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。

6 その他

傍聴される場合には、別紙の留意事項を厳守してください。

車椅子を御使用される方は、その旨を申込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

【お問い合わせ先】

〒850-0037

大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

大分労働局 労働基準部 賃金室

(担当) 室長 金田

室長補佐 田口

(電話) 097-536-3215

## 傍聴される皆様の留意事項

1. 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
2. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
3. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
4. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はできません。
5. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6. 審議における言論に対し、賛否の表明、又は拍手をすることはできません。
7. プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
8. ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用できません。
9. 銃刀類その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
10. その他、大分労働局労働基準部賃金室職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項を守られない方については、退場を命ずる場合があります。

(申込書記載例)

令和 年 月 日

大分労働局 労働基準部 賃金室 あて

傍 聴 申 込 書

郵便番号 ー

電話番号 ー ー

所在地又は住所

所属団体又は勤務先

氏名

※ 窓口に持参された場合を除き、書面到着の旨を当方よりご連絡いたします。

## 【参 考 事 項】

### ●地方最低賃金審議会とは

地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）は労働局長の諮問機関であり、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員各5名の計15名で構成される。

審議会は中央最低賃金審議会（厚生労働省に設置）から示された引上げ額の目安を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行う（別紙「地域別最低賃金の改正手続の流れ」参照）。

### ●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力（最低賃金法）をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（最賃法第40条：50万円以下の罰金）が定められている。

### ●目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性の確保に資するため、中央最低賃金審議会が、47都道府県をA～Dの4ランクに分け、ランクごとに改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしているが、令和5年度からは47都道府県をA～Cの3つのランクに分け、目安を提示することとしている。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

現在の都道府県別の最低賃金額は、Aランクの東京都で1,072円で最も高く、全国加重平均は961円（前年930円）である。

大分県を含むCランクには、福岡（Bランク900円）を除く九州・沖縄各県が含まれており、現在の最低賃金額は、大分が854円のほか、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄が853円である。

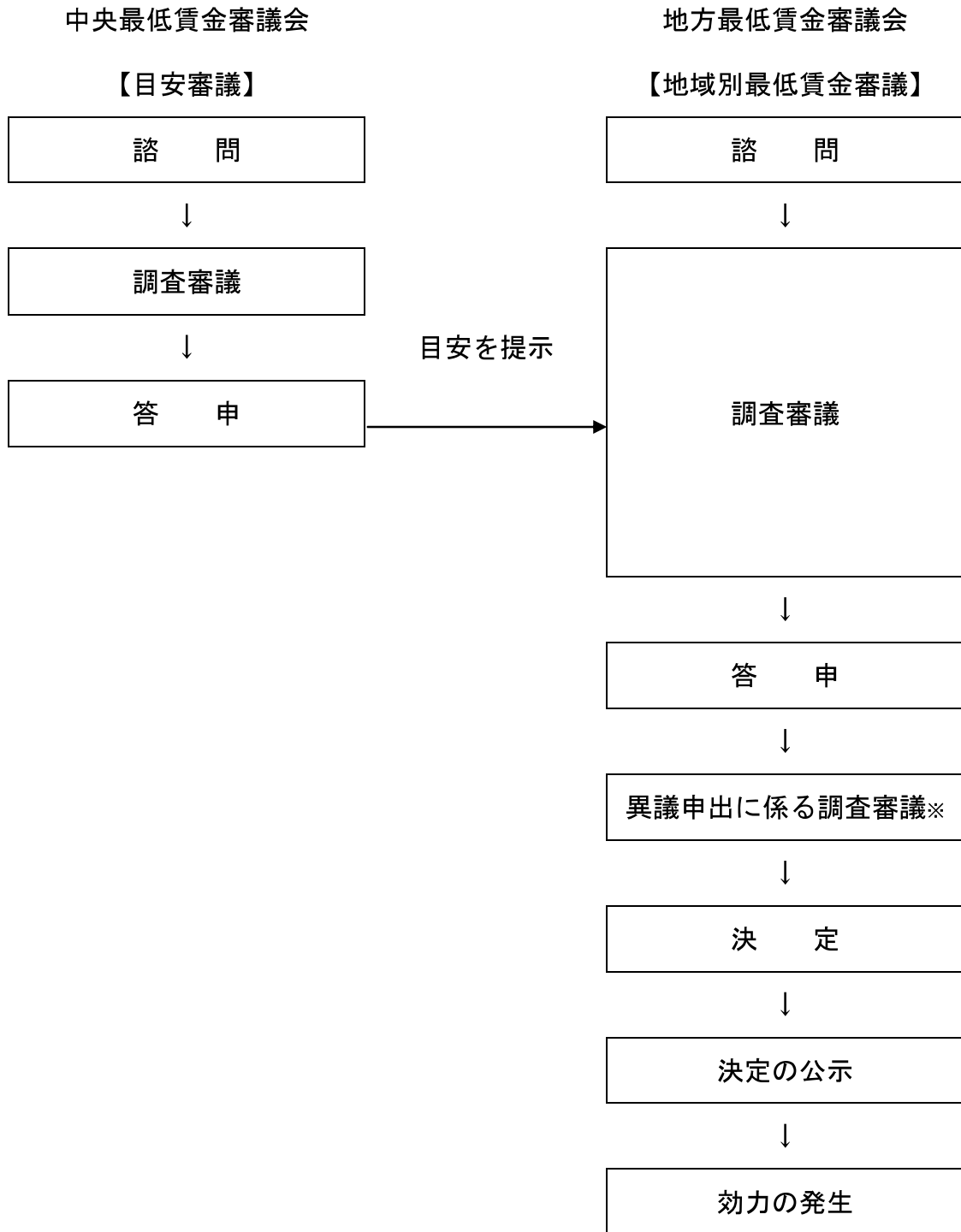
### 【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
最低賃金額	737円	762円	790円	792円	822円	854円
対前年度上昇率	3.08%	3.39%	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%
対前年度上昇額	22円	25円	28円	2円	30円	32円

### ●今後のスケジュール

今後、大分地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安（令和4年度は8月2日に提示）を参考に、地域の実情（経済情勢、賃金、雇用状況、生活保護費の支給水準等）に応じた最低賃金改正のための調査審議を行い、審議結果について審議会会長から大分労働局長に対して答申がなされ、異議申出に関する手続を経て大分労働局長が決定（令和4年度は10月5日発効）する。

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

# 知っていますか？

## 自分の最低賃金

### 大分県 最低賃金

# 854円

時間額

令和4年 10月5日から

前年比 **32円UP** 

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは大分労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
大分労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金 最大  
600万円  
を助成



# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(\*2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(\*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(\*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
  - 2 引上げ後の賃金額の支払い
  - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
  - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。